

スチュワードシップ責任を果たすための方針

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」）は、「アセットオーナー」として、以下の通り、日本版スチュワードシップ・コード（以下、「コード」）におけるスチュワードシップ責任を果たすための基本方針を定め、コードの各原則（指針を含む）を受け入れる旨を表明します。

1. 基本方針

（1）スチュワードシップ責任に対する考え方

- JST は、世界と伍する研究大学の実現に必要な研究基盤の構築への支援を長期的・安定的に行うための財源を確保するとの運用目的の下、長期的な観点から適切にリスク管理を行いつつ運用目標を達成することを目指しています。
- JST は、投資先企業の企業価値向上や投資先企業および市場全体の持続的成長を促すことにより、長期的な投資リターンを拡大を図るため、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか、利益相反管理、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）、議決権の行使などのスチュワードシップ活動や運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的な持続可能性）（以下、「サステナビリティ」）を考慮した取組に積極的に取り組めます。
- JST は、長期にわたって投資リターンを獲得するために、以下のような取り組み等を通じて、投資先企業および市場全体の持続的な成長に貢献していきます。
- JST は、運用受託機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっていることから、スチュワードシップ活動についても、個別企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関がこれを行うことにより、効果的にスチュワードシップ責任を果たしていくことができると考えています。
- JST は、コードにおける「アセットオーナー」として、運用受託機関の評価において、運用受託機関が実施するスチュワードシップ活動やサステナビリティを考慮した取組についてその実施状況を把握・適切にモニタリングし、運用受託機関と積極的に対話（エンゲージメント）を行い、各年度の活動状況の概要を公表することを通じて JST として、自らのスチュワードシップ責任を果たします。

（2）運用受託機関の取組に関する方針

- JST は、運用受託機関に対して、「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」の遵守を求めます。ただし、運用資産の特性や運用スタイル等の個別事情に照らして実施することが適切でないと考えられる事項があれば、その「実施しない理由」の説明を求めます。
- 運用受託機関のスチュワードシップ活動（議決権を有する場合は議決権行使を含む。）の取組

状況について、適切にモニタリングし、運用受託機関と積極的に対話（エンゲージメント）を行います。

2. コードの各原則への対応

原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- JST は、「アセットオーナー」として、スチュワードシップ責任を果たすため、本方針を策定し、公表します。
- JST は、運用受託機関向け「スチュワードシップ活動原則」と「議決権行使原則」を制定・公表し、JST の運用受託機関に対して、両原則で掲げる事項の遵守を求め、実施することが適切でないと考えられる事項についてはその実施しない理由の説明を求めます。なお、いずれの原則においても、運用受託機関に対して、サステナビリティの考慮を求めています。
- 運用受託機関のスチュワードシップ活動（議決権を有する場合は議決権行使を含む。）の取組状況については、「スチュワードシップ活動原則」と「議決権行使原則」で掲げている事項の遵守状況を含め、適切にモニタリングし、運用受託機関と積極的に対話（エンゲージメント）を行います。

原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- JST は、原則3から5までで示すとおり、議決権行使等を直接行わないため、スチュワードシップ責任を果たすことに伴う利益相反は生じないことから、本原則は、運用受託機関を通じて行うこととします。具体的には、「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」において、運用受託機関における利益相反管理について定め、運用受託機関の選定時や、毎年実施する総合評価で評価の対象とし、運用受託機関と積極的に対話（エンゲージメント）を行います。

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

- JST は、運用受託機関を通じて個別企業の株式に投資しているため、本原則は、運用受託機関を通じて行うこととします。具体的には、「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」において、スチュワードシップ活動やサステナビリティの考慮について定めています。
- また、JST は、運用受託機関における、投資先企業の状況の把握、投資先企業との対話などの実施状況を把握し、運用受託機関と積極的に対話（エンゲージメント）を行います。

原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長

に資するものとなるよう工夫すべきである。

- JST は、運用受託機関を通じて株式運用を行っていることや、公的性格を有する機関投資家でもあり、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めてはならないことに十分留意する必要があることから、運用受託機関に対して、「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」において、JST の議決権行使に関する考え方を明示していますが、議決権行使は直接行わず、運用受託機関の判断に委ねます。運用受託機関には、議決権行使方針やガイドラインのJSTへの提出及び公表を求めます。
- また、個別の投資先企業及び議案ごとの議決権行使結果の公表についても、実際に行行使判断を行っている運用受託機関において、個別の投資先企業及び議案ごとの議決権行使結果を公表するよう求め、重要性又は必要に応じて議決権行使の判断理由を公表することも求めます。
- 毎年度、議決権行使状況を含むスチュワードシップ活動の取組状況について、モニタリングを行います。

原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

- JST は、スチュワードシップ活動やサステナビリティの考慮について、定期的に一般に公開可能な情報を公表する方法で報告します。
- 具体的には、スチュワードシップ活動に特化したスチュワードシップ活動報告を JST のホームページに公表するほか、「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」についてもホームページで随時公表します。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

- JST は、運用受託機関のスチュワードシップ活動（議決権を有する場合は議決権行使を含む。）及びサステナビリティの考慮について、適切にモニタリングし、運用受託機関と積極的に対話（エンゲージメント）を行います。
- JST は、本コードの各原則の実施状況を定期的に振り返り、より適切なスチュワードシップ責任の在り方を検討し、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めます。

以上